

昨今の特殊車両許可制度の改正等について

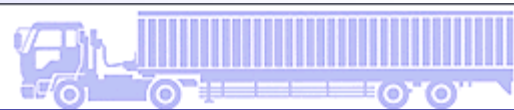
国土交通省 四国地方整備局

道路部 道路管理課

1. 特殊車両の通行許可制度の概要
2. 特殊車両通行許可制度の改正等
3. 最近の動き

1. 特殊車両の通行許可制度の概要について

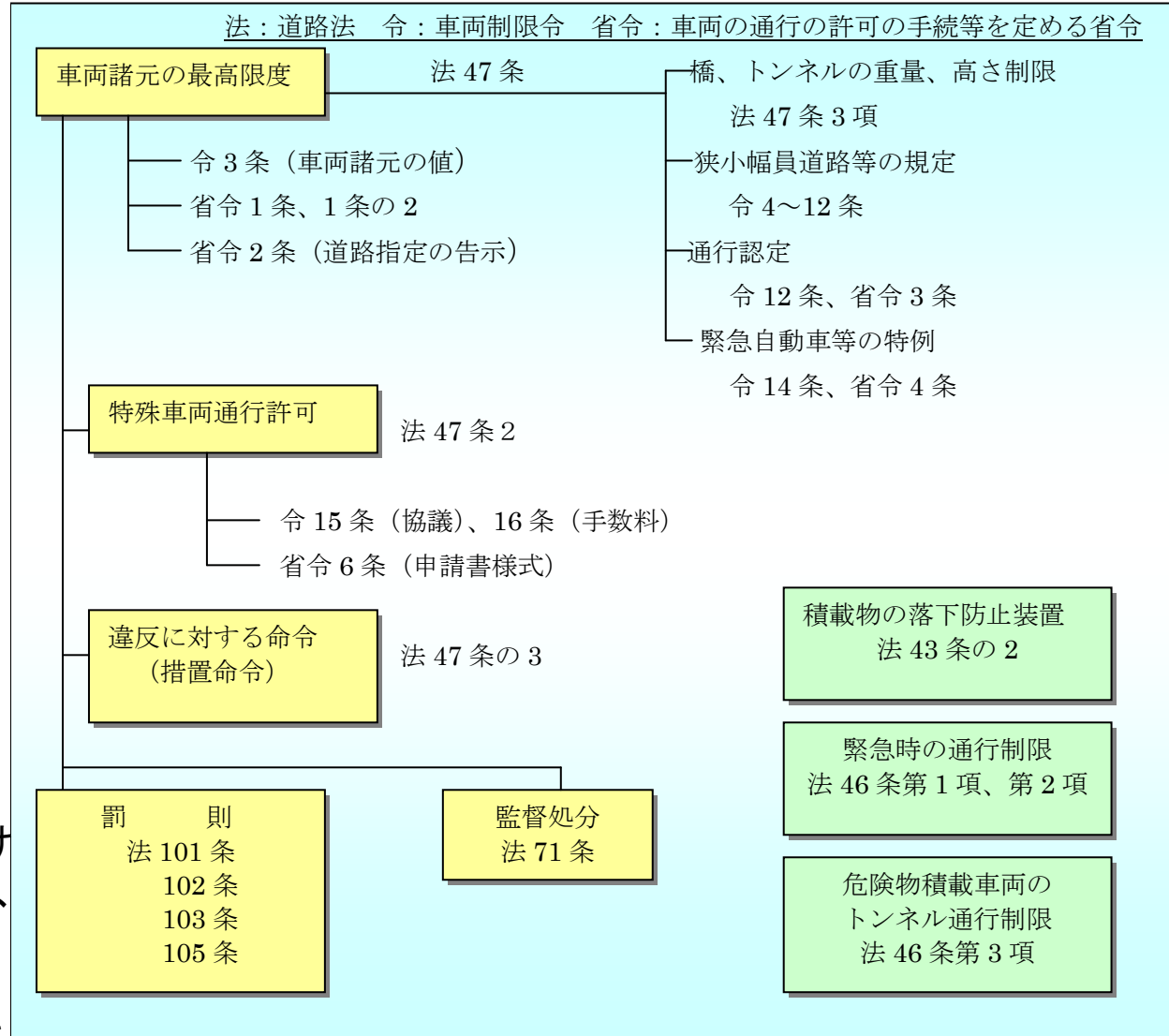
- 1、車両の通行制限に関する法令の体系
- 2、道路法に基づく車両の通行制限
- 3、特殊な車両について
- 4、車両の制限(トレーラ連結車の特例)
- 5、通行条件と審査方法
- 6、通行条件の算定



車両の通行制限に関する法令の体系

車両の通行制限に関する法令の体系

法：道路法 令：車両制限令 省令：車両の通行の許可の手続等を定める省令



◆車両の通行制限については、道路法第47条第2項において「車両（人が乗車し、貨物が積載された状態）の幅、重量、高さ、長さおよび最小回転半径の最高限度を超える車両は、道路を通行させてはならない」と規定されており、その具体的数値は「車両制限令」および「車両の通行の許可の手続等を定める省令」で規定しています。

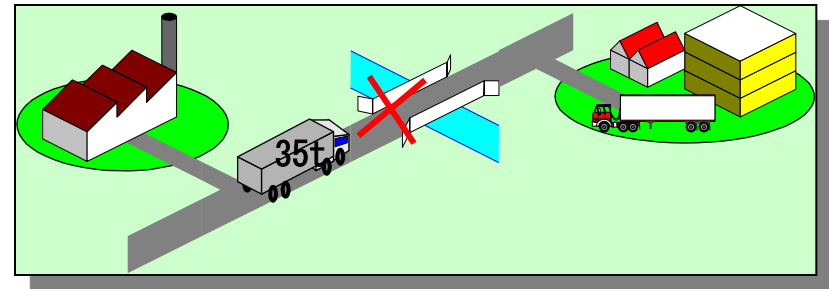
◆また同条第3項では、道路管理者は、橋、トンネル等における重量、高さの最高限度について、個別に制限することができることとなっています。

◆これらの制限値を超える車両を通行させようとするときは、道路管理者から特殊車両の通行許可を受ける必要があります（道路法第47条の2）、また、許可を受けずに通行したり、許可条件に違反したりした場合は許可取消しなどの監督処分を受けるほか、罰則の適用があります。

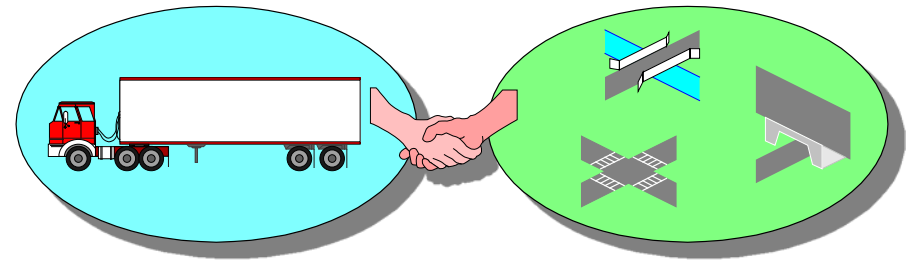


道路法に基づく車両の通行制限

- ◆道路は一定の規格の車両を基準にし、その車両が安全・円滑に通行できるようつくりされている。この規格を超える車両は、道路の構造の保全又は交通の危険防止の観点から、原則として道路を通行することができない。(道路法第47条第2項)

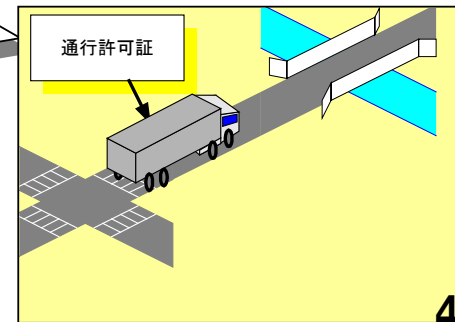


- ◆ただし、道路は、社会・経済活動を支える最も重要な基礎施設のため、道路構造物と道路を通行する車両との間に調和をもたせる必要がある。



- ◆このため、車両の構造又は車両に積載する貨物を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、「道路の構造を保全」又は「交通の危険を防止」するため必要な条件を附して、車両の通行を許可することができる。(道路法第47条の2)

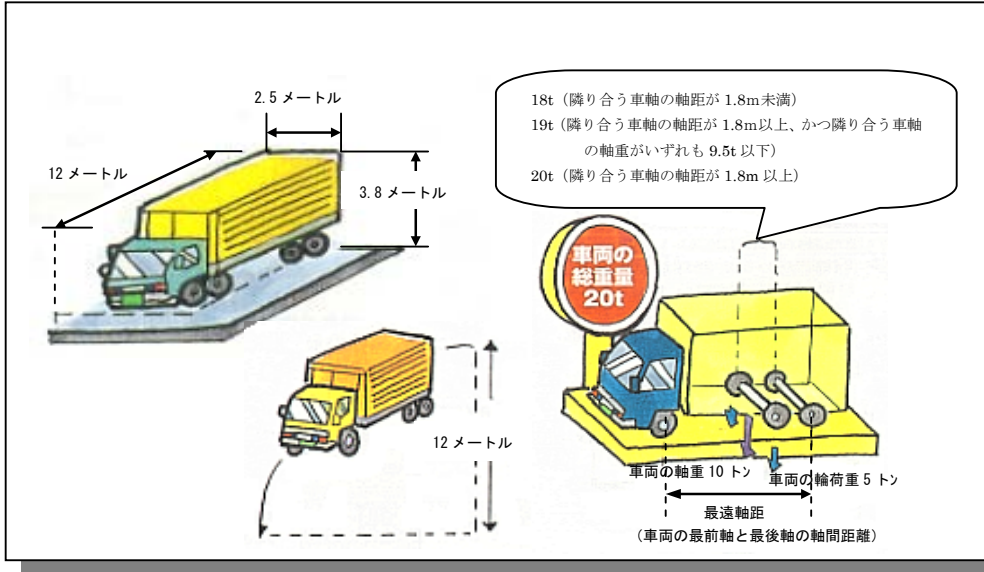
通行時間帯を指定して交通量の少ない夜間通行を義務づけるとか、橋、高架などを通行する際は徐行、連行の禁止、誘導車の配置を条件とするなど、衝撃を少なくしたり他車を排除したりして総重量が設計荷重に等しくなるような条件を付けて許可します。





道路法に基づく車両の通行制限

◆車両制限令により道路を通行する車両の大きさや重さのこの制限値を「一般的制限値」といい、具体的数値は、以下のとおり。



■一般的制限値を超える主な特殊車両

バン型セミトレーラ



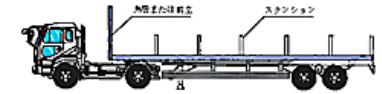
タンク型セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



スタンション型セミトレーラ



国際海上コンテナ運搬用セミトレーラ



ポールトレーラ



重量物運搬用セミトレーラ

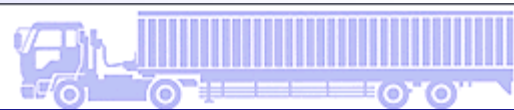


自走式建設機械



■道路構造令の設計車両の諸元と車両制限令との主な比較

	道路構造令 第3条 設計車両諸元		車両制限令 第3条 一般的制限値(上限値)	
重さ	普通道路	25t	一般的制限値	20t 高速又は重さ指定道路 25t
長さ	普通自動車	12m	一般的制限値	12m
	セミトレーラ	16.5m	セミ・フルトレーラ	セミ 16.5m(高速) フル 18m(高速)
幅	普通自動車	2.5m	一般的制限値	2.5m
	セミトレーラ	2.5m		
高さ	普通自動車	3.8m	一般的制限値	3.8m 高さ指定道路 4.1m
	セミトレーラ	3.8m		
最小回転半径	普通自動車	12m	一般的制限値	12m
	セミトレーラ	12m		



特殊な車両について

◆特殊な車両

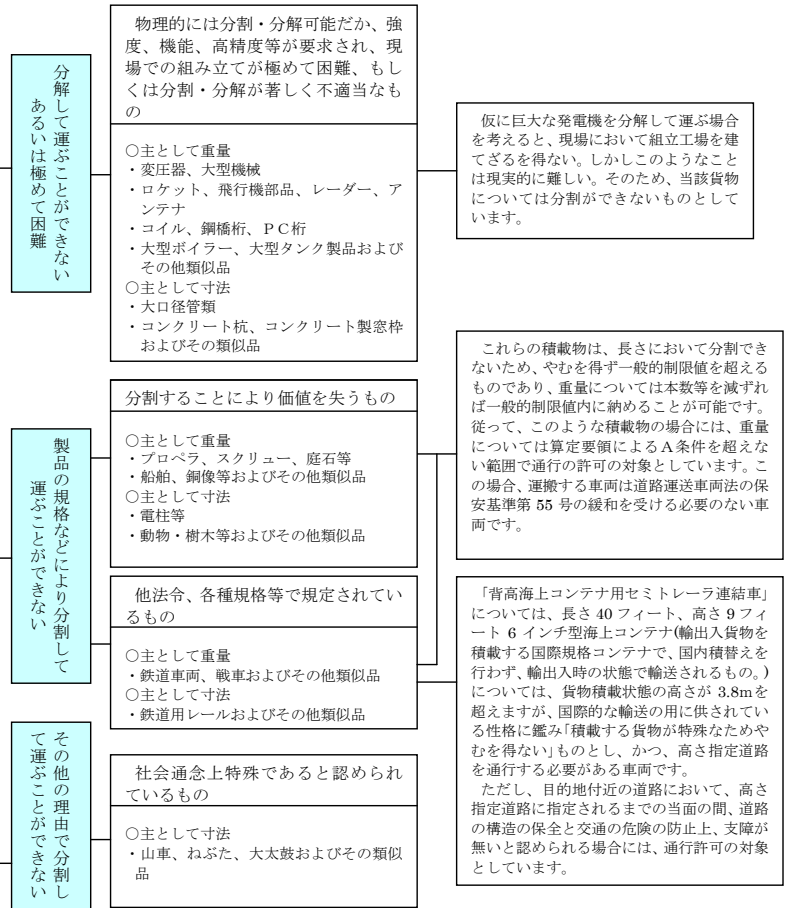
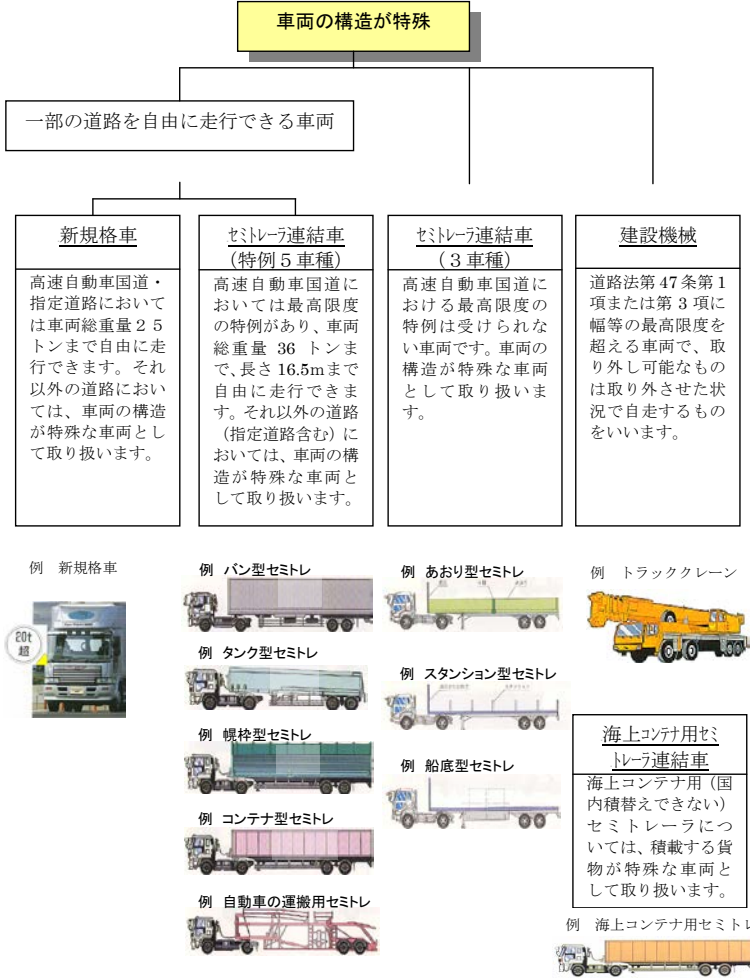
特殊車両通行許可の対象となる車両で、道路法47条の2に規定する「車両の構造が特殊」「積載する貨物が特殊」とは、車両制限令に規定する車両諸元の最高限度を超える次のような場合をいいます。

■車両の構造が特殊

車両の構造が分割不可能なため、寸法(幅、高さまたは長さ)・重量において一般的制限値のいずれかを超える車両

■積載する貨物が特殊

車両に積載する貨物が特殊であるとは、積載貨物が分割できないためにやむを得ず、一般的制限値のいずれかを超える車両





車両の制限(トレーラ連結車の特例)

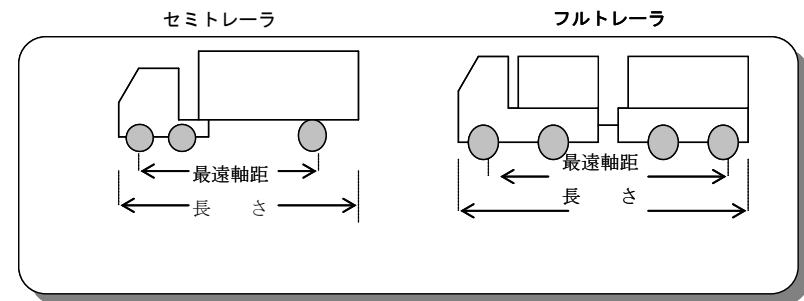
◆バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ又は自動車運搬用のセミトレーラ連結車及び同様の種類のフルトレーラ連結車は、通行する道路種別ごとに総重量および長さの特例を設けています。

■総重量の特例(車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条2項)

道路種別	最遠軸距	総重量の制限値	備考
高速自動車国道	8m以上 9m未満	25t	首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路および本州四国連絡橋公団の道路は含まれません。
	9m以上10m未満	26t	
	10m以上11m未満	27t	
	11m以上12m未満	29t	
	12m以上13m未満	30t	
	13m以上14m未満	32t	
	14m以上15m未満	33t	
	15m以上15.5m未満	35t	
	15.5m以上	36t	
	指定道路	8m以上 9m未満	
9m以上10m未満		26t	
10m以上		27t	
その他の道路	8m以上 9m未満	24t	
	9m以上10m未満	25.5t	
	10m以上	27t	

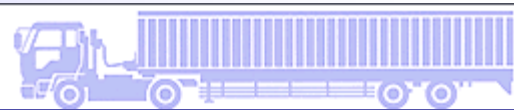
■長さの特例(車両制限令第3条3項)及び通達

道路種別	連結車	長さ
高速自動車国道等	セミトレーラ連結車	16.5m
	フルトレーラ連結車	18.0m
指定道路 その他の道路	セミトレーラ連結車	17.0m
	フルトレーラ連結車	19.0m



※セミトレーラ、フルトレーラ以外の連結車として、ポールトレーラやダブルスなどがありますが、これらには特例が適用されません。また、バン型などの上記5車種以外のセミトレーラ、フルトレーラ連結車にも特例は適用されません。これらの車両には、一般的制限値が適用されます。

※この特例は、積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。



通行条件と審査方法

◆審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付けて許可します。

■審査の方法

審査は、道路や車両によって審査内容が異なるので注意し、重量、幅、高さ、曲線部および交差点等について行う。

①道路別の算定

算定要領は道路別に定められているため、各々の道路に対応した算定要領を適用して算定。

②寸法・重量別の算定

寸法に関する算定と重量に関する算定。

③箇所別の算定

算定要領では、算定が必要となる箇所毎に算定方法を定めており、各々の箇所毎に算定。

④車両別の算定

申請車両の車種区分により、許可できる通行条件の範囲が決められているので、その範囲で算定。

⑤算定要領を超える車両の算定

算定要領により算定できる範囲を超える車両の場合については、別途算定方法が規定されている。

この算定は、各道路管理者がその管理する道路において行なうこととされているため、受付道路管理者が関係道路管理者と協議を行う必要がある。

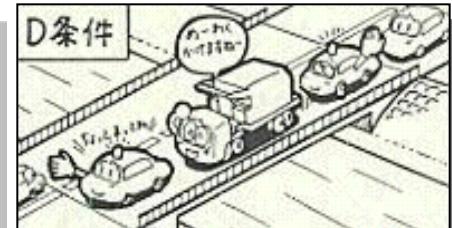
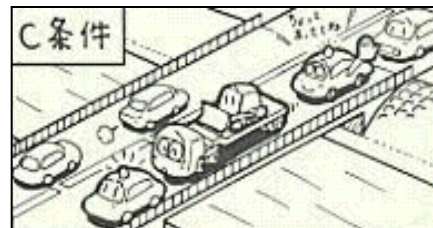
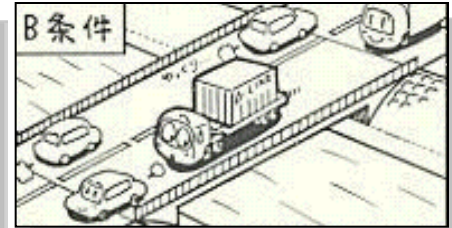
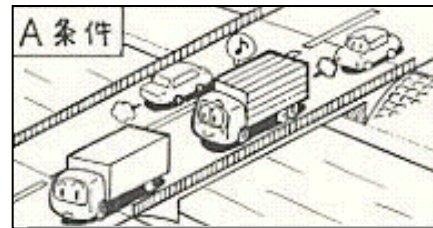
⑥通行経路に係る道路が道路情報便覧に収録されていない場合

この場合も、“算定要領を超える車両の算定”と同様に、受付道路管理者が関係道路管理者と協議を行う必要がある。協議を受けた道路管理者は、道路情報便覧資料調査要領に基づいて現地調査を実施し、その結果を用いて算定を行ない、算定結果を回答。

記号区分	内 容	
	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別な条件を付さない。	徐行等の特別な条件を付さない。
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいいます。

■重さに関する通行条件のイメージ





通行条件の算定

□幅の算定

下表に沿って、申請車両の幅と申請経路上の狭幅員箇所の車道幅員と比較し通行条件を決定します。申請車両の幅が車道幅員より大きい場合は個別審査となります。

■幅の許可限度

通行条件	A	B	C
分離道路	車道幅員-3.0m	車道幅員-1.0m	車道幅員
非分離道路	(車道幅0.5m)/2	車道幅員/2	車道幅員

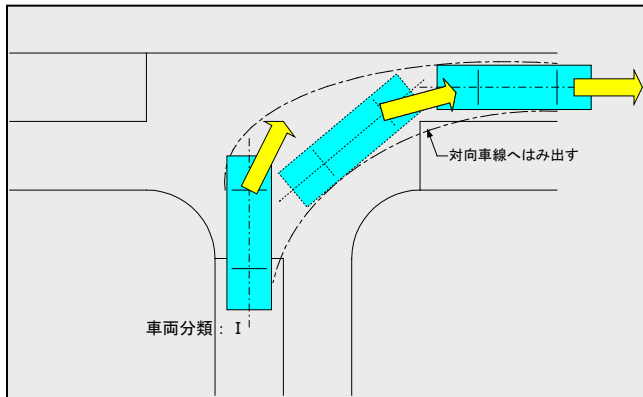
分離道路とは、車線が往復の方向別に分離され、または白線の実線で分離されている道路（通常4車線以上の道路）および一方通行の道路をいいます。

□高さの算定

許可車両の高さは原則として4.3m以下とし、下表に沿って車両の高さとトンネル等の構造物の道路空間の高さから20cmを減じたものとを比較し通行条件を決定します。

■高さの許可限度

通行条件	A	B	C
分離道路	車道上のいずれの位置においても通行できる車両の高さ	進行方向の車道部分の中央位置において通行できる車両の高さ	道路の中央位置において通行できる車両の高さ
非分離道路	同上	車道の中央の左側で通行できる車両の高さ	同上



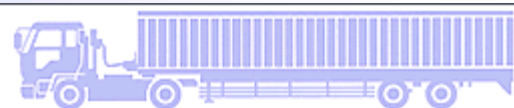
□長さ(曲線部、交差点部)の算定

長さの算定では、車両の長さは直接算定に用いず、「車両寸法による分類」より求められる車両分類(申請車両の幅と長さにより区別)を用います。

■長さの許可限度

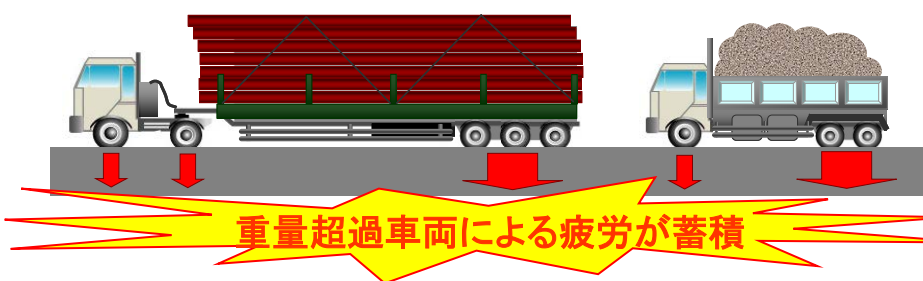
通行条件		A	B	C
曲線部	分離道路	“許可車両の長さの算定図表”および“道路の曲線部における車両占有幅”による。ただし、許可車両の幅との相関関係において、車両占有幅が(車道幅員-3.0m)以下の車両の長さ	“許可車両の長さの算定図表”および“道路の曲線部における車両占有幅”による。ただし、許可車両の幅との相関関係において、車両占有幅が(車道幅員-1.0m)以下の車両の長さ	“許可車両の長さの算定図表”および“道路の曲線部における車両占有幅”による。ただし、許可車両の幅との相関関係において、車両占有幅が(車道幅員)以下の車両の長さ
	非分離道路	“許可車両の長さの算定図表”および“道路の曲線部における車両占有幅”による。ただし、許可車両の幅との相関関係において、車両占有幅が(車道幅員-0.5m)/2以下の車両の長さ	“許可車両の長さの算定図表”および“道路の曲線部における車両占有幅”による。ただし、許可車両の幅との相関関係において、車両占有幅が(車道幅員/2)以下の車両の長さ	“許可車両の長さの算定図表”および“道路の曲線部における車両占有幅”による。ただし、許可車両の幅との相関関係において、車両占有幅が(車道幅員)以下の車両の長さ
交差点		—	“許可車両の長さの算定図表”による。ただし、交差点の形状と「交差点における車両寸法による分類別軌跡図」を照合して許可差車両が対向車線を侵さず、右折又は左折できる長さ	“許可車両の長さの算定図表”による。ただし、交差点の形状と「交差点における車両寸法による分類別軌跡図」を照合して許可差車両が対向車線を占有すれば、右折又は左折できる長さ

重量車両による疲労の蓄積



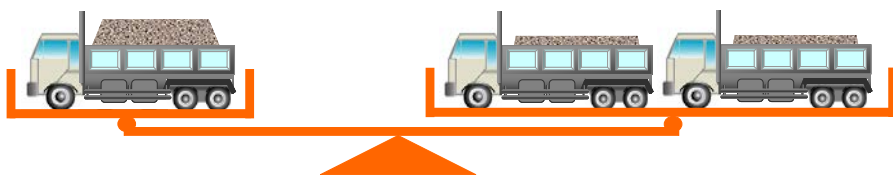
- 重量車両の通行による、道路への疲労の蓄積が、構造物や舗装の損傷の主因である。
- 軸重のこれらの疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれている。
- このため、道路ストックの有効活用の観点から、重量車両の適正な運行管理が重要となっている。

【道路に与える影響(イメージ)】

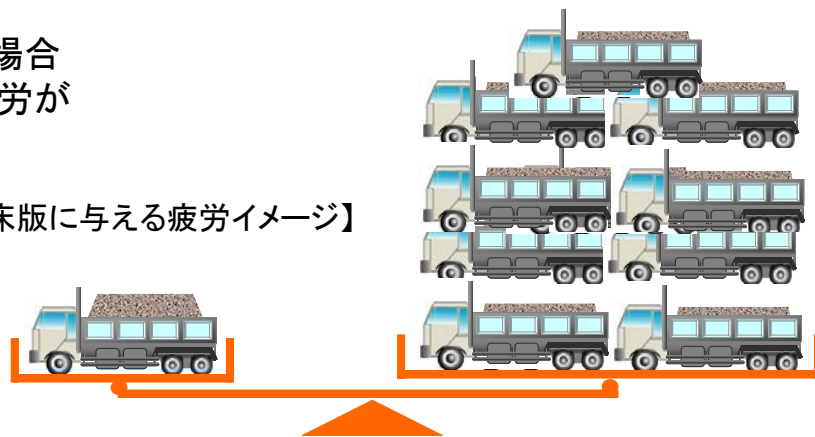


仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなる。

【舗装に与える疲労イメージ】



【床版に与える疲労イメージ】



1. 特殊車両の通行許可制度の概要

2. 特殊車両通行許可制度の改正等

3. 最近の動き

2. 特殊車両通行許可制度の改正等

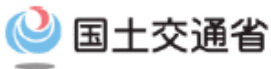
国土交通省 道路局 ホームページより



<http://www.mlit.go.jp/road/index.html>

平成27年2月5日時点

2. 特殊車両通行許可制度の改正等



老化対策の本格実施について

[老化対策の取組み](#) (PDF形式)

平成27年

- 1月23日 「道路の占用に係る入札方式の導入等に関する関係政省令」公布
 - ・ [平成26年道路法等の一部改正に伴う関係政令](#)
 - ・ [平成26年道路法等の一部改正に伴う関係省令](#)

[「車両の通行の制限について」等の一部改正](#)

平成26年

10月20日 [大型車検査区間の指定について～大型車両の通行許可に要する期間が短縮されます～](#)

9月17日 [「道路メンテナンス技術集団」の派遣～直轄診断の試行～](#)

7月22日 [定期点検要領等説明会の開催について](#)

- 6月30日 「改正道路法(H26. 6公布)に関する政省令」施行
 - ・ [関係政令の整備に関する政令等](#)
 - ・ [国土交通省令の整備に関する省令](#)

6月25日 [「定期点検要領」の策定について](#)

6月 4日 [「道路法等の一部を改正する法律」公布](#)

5月30日 「大型車両の通行の適正化に関する関係政省令」等施行

- ・ [関係政令の整備に関する政令](#)
- ・ [国土交通省令の整備に関する省令](#)
- ・ [国土交通省令の整備に係る所要の通達改正](#)

5月26日 [「道路の老化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」公表](#)

4月14日 [「道路の老化対策の本格実施に関する提言」公表](#)

[手交の様子](#)

3月31日 [「道路の維持修繕に関する省令・告示」公布](#)

[パブリックコメントの結果](#)

平成25年

平成25年6月5日発表

8月26日 [「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布](#)

6月 5日 [「道路法等の一部を改正する法律」公布](#)

[道路の老化対策](#) (老化対策に係る取組の紹介)

Copyright© 2008-2014 MLIT Japan. All Rights Reserved.

2. 特殊車両通行許可制度の改正等

●道路法等の一部を改正する法律

(平成25年6月5日 公布)

道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るため、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化するとともに、大型車両の通行経路の合理化と併せた制限違反車両の取締りの強化、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進、災害時の道路啓開の迅速化等の所要の措置を講ずる。

背景

○高度経済成長期に集中的に整備された道路の老朽化が進行

※建設後50年以上経過した道路構造物の割合
・橋 16% (2012) ⇒ (20年後) ⇒ 65% (2032)
・トンネル 18% (2011) ⇒ (20年後) ⇒ 47% (2031)

○重量車両の通行により道路の疲労が蓄積



(橋梁の抜け落ち)



(舗装のわだち割れ)

○首都直下地震や南海トラフの巨大地震等様々な災害に備えた「命の道」の確保の必要性



(東日本大震災における道路の啓開状況)



(台風による道路の被災状況)

改正の概要

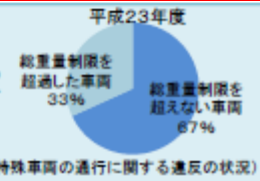
1. 道路構造物の予防保全・老朽化対策

- 【道路の維持・修繕の充実（ハード対策）】
- 道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施
- 国土交通大臣による点検結果の調査（技術開発等への活用）
- 一定の構造物を対象とした国土交通大臣による修繕・改築の代行

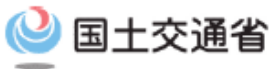


(道路構造物の点検)

- 【大型車両の通行の適正化（ソフト対策）】
- 大型車両の通行を誘導すべき経路を構成する道路を国土交通大臣が指定
→国土交通大臣による一部の大型車両の通行許可の迅速化
- 制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化（立入検査等の実施）



2. 特殊車両通行許可制度の改正等



老朽化対策の本格実施について

[老朽化対策の取組み](#) (PDF形式)

平成27年

- 1月23日 「道路の占用に係る入札方式の導入等に関する関係政省令」公布
- ・ [平成26年道路法等の一部改正に伴う関係政令](#)
 - ・ [平成26年道路法等の一部改正に伴う関係省令](#)

[「車両の通行の制限について」等の一部改正](#)

平成26年

10月20日 [大型車換道区間の指定について～大型車両の通行許可に要する期間が短縮されます～](#)

9月17日 [「道路メンテナンス技術集団」の派遣～直轄診断の試行～](#)

7月22日 [定期点検要領等説明会の開催について](#)

- 6月30日 「改正道路法(H26. 6公布)に関する政省令」施行
- ・ [関係政令の整備に関する政令等](#)
 - ・ [国土交通省令の整備に関する省令](#)

6月25日 [「定期点検要領」の策定について](#)

6月 4日 [「道路法等の一部を改正する法律」公布](#)

5月30日 「大型車両の通行の適正化に関する関係政省令」等施行

平成26年5月26日発表

- ・ [関係政令の整備に関する政令](#)
- ・ [国土交通省令の整備に関する省令](#)
- ・ [国土交通省令の整備に係る所要の通達改正](#)

5月26日 [「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」公表](#)

4月14日 [「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」公表](#)

[手交の様子](#)

3月31日 [「道路の維持修繕に関する省令・告示」公布](#)

[パブリックコメントの結果](#)

平成25年

8月26日 [「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布](#)

6月 5日 [「道路法等の一部を改正する法律」公布](#)

[道路の老朽化対策](#) (老朽化対策に係る取組の紹介)

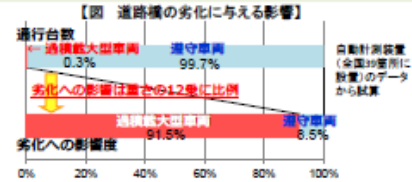
Copyright© 2008-2014 MLIT Japan. All Rights Reserved.

2. 特殊車両通行許可制度の改正等

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

背景

- 0.3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。 ※車両総重量20tを超える違反車両
 → 軸重2.0トン車が道路橋に与える影響は、軸重1.0トン車の約4,000台に相当
- 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

- (1) バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一**
 - バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和 【H26年度中に実施】
- (2) 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し**
 - 45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 【H26年度中に実施】
- (3) 許可までの期間の短縮**
 - ①主要道路情報のデータベース化を促進 【継続して実施】
 - ②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進 【継続して実施】
 - ③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施 【H26年度から実施】
 - ④通行許可に係る審査体制の集約化 【H27年度から段階的実施に向けて準備】
- (4) 適正に利用する者の許可の簡素化**
 - ①違反実績のない者に対して許可期間(現行2年)の延長 【H27年度実施に向けて準備】
 - ②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用 【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

- (1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底**
 - ①自動計測装置の増設 【H26年度から実施】
 - ②コードラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施 【継続して実施】
- (2) 違反者に対する指導等の強化**
 - ①国道事務所呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施(措置命令4回又は是正指導5回で告発) 【H25年度から実施】
 - ②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 【H26年度から実施】
 - ③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施 【H26年度から実施】
- (3) 関係機関との連携体制の構築**
 - ①国土交通省(道路局及び自動車局)、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施 【H25年度から実施】
 - ②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示 【H26年度から実施】
 - ③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。 【H26年度から実施】

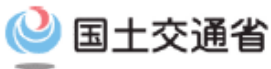
本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止

2. 特殊車両通行許可制度の改正等



老化対策の本格実施について

[老化対策の取組み \(PDF形式\)](#)

平成27年

- 1月23日 「道路の占用に係る入札方式の導入等に関する関係政省令」公布
 - ・ [平成26年道路法等の一部改正に伴う関係政令](#)
 - ・ [平成26年道路法等の一部改正に伴う関係省令](#)

[「車両の通行の制限について」等の一部改正](#)

平成26年

10月20日 [大型車換道区間の指定について～大型車両の通行許可に要する期間が短縮されます～](#)

9月17日 [「道路メンテナンス技術集団」の派遣～直轄診断の試行～](#)

7月22日 [定期点検要領等説明会の開催について](#)

- 6月30日 「改正道路法(H26. 6公布)に関する政省令」施行
 - ・ [関係政令の整理に関する政令等](#)
 - ・ [国土交通省令の整備に関する省令](#)

6月25日 [「定期点検要領」の策定について](#)

6月 4日 [「道路法等の一部を改正する法律」公布](#)

5月30日 「大型車両の通行の適正化に関する関係政省令」等施行

- ・ [関係政令の整備に関する政令](#)
- ・ [国土交通省令の整備に関する省令](#)
- ・ [国土交通省令の整備に係る所要の通達改正](#)

5月26日 [「道路の老化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」公表](#)

4月14日 [「道路の老化対策の本格実施に関する提言」公表](#)

[手交の様子](#)

3月31日 [「道路の維持修繕に関する省令・告示」公布](#)

[パブリックコメントの結果](#)

平成25年

8月26日 [「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布](#)

6月 5日 [「道路法等の一部を改正する法律」公布](#)

[道路の老化対策 \(老化対策に係る取組の紹介\)](#)

Copyright© 2008-2014 MLIT Japan. All Rights Reserved.

平成26年5月30日発表

大型車両の通行の適正化に関する関係政令の整備について (H25道路法等の一部改正に伴う関係政令の整備等)

2. 概要

(1) 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
法の施行期日を平成26年5月30日とする。

(2) 道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
＜車両制限令の一部改正関係＞

- ① 国土交通大臣が行う大型車両の通行を誘導すべき道路の通行に係る許可の手数料の額を160円と定める。
- ② 大型車両を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行う対象となる申請を、国土交通大臣に対してされた申請と規定する。

＜道路法施行令等の一部改正関係＞

道路法第72条の2において、大型車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査の制度が創設されたことから、道路法の読替えを定める等の規定の整備を行う。

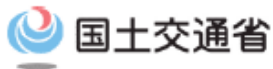
2. 特殊車両通行許可制度の改正等

大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備に係る所要の通達改正について

改正の概要

1. 法第47条の3第4項に基づき道路管理者が国土交通大臣へ提供する許可基準等は、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）において定める基準に適合する車両を審査するために必要な基準とすることとし、道路の構造に関する情報は、道路情報便覧に収録するための情報及び500分の1の縮尺で作成された道路の平面図とし、これらの提供方法等について規定します。
2. 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置として、報告及び立入検査を行うことを規定します。また、法第72条の2第1項の規定に違反し、報告をしない、もしくは虚偽の報告をした場合、あるいは、立入検査を拒み、もしくは立入検査を妨げた場合は、告発の対象とすることを規定します。
3. 法第72条の2第1項の規定に基づき報告及び立入検査を実施する場合について、下の項目等を定めます。
 - ・目的
 - ・報告及び立入検査の対象者
 - ・報告及び立入検査の実施者
 - ・報告及び立入検査の実施方法
 - ・報告及び立入検査の実施後の報告
 - ・地方運輸局との連携 等

2. 特殊車両通行許可制度の改正等



老朽化対策の本格実施について

[老朽化対策の取組み](#) (PDF形式)

平成27年

平成27年1月23日発表

1月23日 「道路の占用に係る入札方式の導入等に関する関係政省令」公布

- ・ [平成26年道路法等の一部改正に伴う関係政令](#)
- ・ [平成26年道路法等の一部改正に伴う関係省令](#)

[「車両の通行の制限について」等の一部改正](#)

平成26年

10月20日 [大型車換道区間の指定について～大型車両の通行許可に要する期間が短縮されます～](#)

9月17日 [「道路メンテナンス技術集団」の派遣～直轄診断の試行～](#)

7月22日 [定期点検要領等説明会の開催について](#)

6月30日 「改正道路法(H26. 6公布)に関する政省令」施行

- ・ [関係政令の整備に関する政令等](#)
- ・ [国土交通省令の整備に関する省令](#)

6月25日 [「定期点検要領」の策定について](#)

6月 4日 [「道路法等の一部を改正する法律」公布](#)

5月30日 「大型車両の通行の適正化に関する関係政省令」等施行

- ・ [関係政令の整備に関する政令](#)
- ・ [国土交通省令の整備に関する省令](#)
- ・ [国土交通省令の整備に係る所要の通達改正](#)

5月26日 [「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」公表](#)

4月14日 [「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」公表](#)

[手交の様子](#)

3月31日 [「道路の維持修繕に関する省令・告示」公布](#)

[パブリックコメントの結果](#)

平成25年

8月26日 [「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布](#)

6月 5日 [「道路法等の一部を改正する法律」公布](#)

[道路の老朽化対策](#) (老朽化対策に係る取組の紹介)

Copyright© 2008-2014 MLIT Japan. All Rights Reserved.

2. 特殊車両通行許可制度の改正等

電子政府の総合窓口



[e-Govヘルプ](#)

[お問合せ](#)

[サイトマップ](#)

[文字サイズ](#)

[+大きく](#)

[元に戻す](#)

[-小さく](#)

[法令検索](#)

[電子申請](#)

[行政手続案内検索](#)

[パブリックコメント](#)

[FAQ よくあるご質問](#)

[ホーム](#) > [パブリックコメント\(結果公示案件\)](#) > [結果公示案件詳細](#)

[パブリックコメント](#)

[意見募集中案件](#)

[意見募集終了案件](#)

[結果公示案件](#)

[全ての案件](#)

[パブリックコメント\(制度\)について](#)

[このページの見方について](#)

パブリックコメント: 結果公示案件詳細

道路 / その他

■ 「車両の通行の制限について」等の一部改正に係る意見募集の結果について

案件番号	155140605		
定めようとする命令等の題名	「車両の通行の制限について」の一部改正について 「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」の一部改正について		
根拠法令項	道路法第47条、第47条の2、第47条の4		
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続		
問合せ先 (所管府省・部局名等)	国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室		
命令等の公布日・決定日	2015年01月23日		
結果の公示日	2015年01月23日		
意見公募時の案の公示日	2014年11月07日	意見・情報受付締切日	2014年12月07日

○パブコメの実施結果(車両の通行の制限について等) 【実施期間:平成26年11月7日~12月7日(31日間)】

平成27年1月23日
国土交通省
道路局

「車両の通行の制限について」等の一部改正に関する意見募集の結果について

国土交通省では、平成26年11月7日から平成26年12月7日の期間において、「車両の通行の制限について」等の一部改正に関する意見募集を実施し、広く国民の皆様からご意見を募集した結果、18名の方から18件のご意見をいただきました。

ご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙1のとおりとりまとめましたので公表致します。

また、今回の通達改正については別紙2をご参照ください。

○パブコメの実施結果(車両の通行の制限について等) 【実施期間:平成26年11月7日~12月7日(31日間)】

提出件数:計18件 (個人、運送業界関係が中心) ※1件の提出について複数の意見がある場合、以下では内容により分けて整理

「車両の通行の制限について」等の一部改正について

改正の概要

1. 「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）別添2「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について」の内容について、道路法第47条第2項の規定に違反して、車両の総重量の最高限度の2倍の重量（法第47条の2第1項の規定による許可を受けた車両にあっては、許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量）以上の特殊車両を通行させた場合には、告発の対象とすることを規定します。
2. 「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」（平成25年1月30日付け国道交発第106号道路交通管理課長通達）の内容について、「車両の総重量の最高限度の2倍」の車両の考え方について規定します。

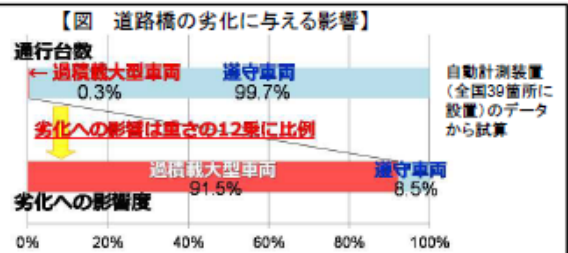
2. 特殊車両通行許可制度の改正等

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

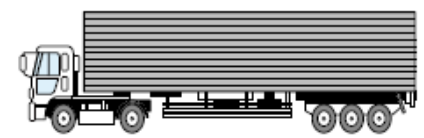
○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例



基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合であっても、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等

1. 特殊車両の通行許可制度の概要
2. 特殊車両通行許可制度の改正等
3. 最近の動き

ご静聴ありがとうございました。